

犯罪被害者の声を聴く ～警察・行政に求める犯罪被害者支援～



交通事故遺族

鴻巣 たか子

犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)

2005年8月に結成
犯罪の種別や活動内容も
異なる全国の被害者団体が
ゆるやかに連携

全国大会のあゆみ

第1回(2003年)～第4回(2006年)までは全国ネットと共催で開催
第4回(2007年)以降はハートバンドの単独主催で大会を開催

今年は第17回目の大会で、
単独主催では第13回目です。

いのち♥きぼう♥未来
犯罪被害者週間全国大会2019

日時 2019年11月30日(土) 12:30開場 13:00開会
主催: 犯罪被害者団体ネットワーク・ハートバンド

入場 無料



第1部「被害者の声」
御手洗さん(北沢保女短期大学被害者支援委員会)
村上公朗さん(東北交通犯罪被害者支援会)

第2部
「ハート・トーク」
一緒に考えよう、みんなで励まそう

協賛: 公益財団法人犯罪被害者支援基金
後援: 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク、警察庁、国や都府県
会場 浅草セントラルホテル

〒111-0032 東京都台東区浅草1-5-3
TEL 03-30-300-489 / TEL 03-3847-2222(代)

heart-band
犯罪被害者団体ネットワーク

お問い合わせ先
ハートバンド

Email address: heartband2019@gmail.com
ホームページ: <http://heart-band.com/>
F S L: 03-3811-8210 (犯罪被害者支援センター・090)

- 青森被害者語りの会(青森)
- 佐賀犯罪被害・交通事故被害者遺族の会 自助グループ「一歩の会」(佐賀)
- NPO法人 いのちのミュージアム(東京)
- 飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会(共同代表:北海道・大分)
- NPO法人 犯罪被害当事者ネットワーク 緒あしす(愛知)
- 風通信舎(兵庫)
- ピアサポート大分 絆の会(大分)
- NPO法人 KENTO(奈良)
- NPO法人 交通事故後遺障害者家族の会(東京)
- 交通事故調書の開示と公正な裁きを求める会(神奈川)
- 一般社団法人 交通事故被害者家族ネットワーク(東京)
- 自助グループ「ジュピター」(神奈川)
- TAV 交通死被害者の会(大阪)
- はがくれ(佐賀)
- 被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」(神奈川)
- 被害者支援を創る会(東京)
- ひだまりの会 okinawa(沖縄)
- 北海道交通事故被害者の会(北海道)
- 鹿児島犯罪被害者自助グループ「南の風」(鹿児島)

2005/11
犯罪被害者
等基本法
制定記念
全国大会



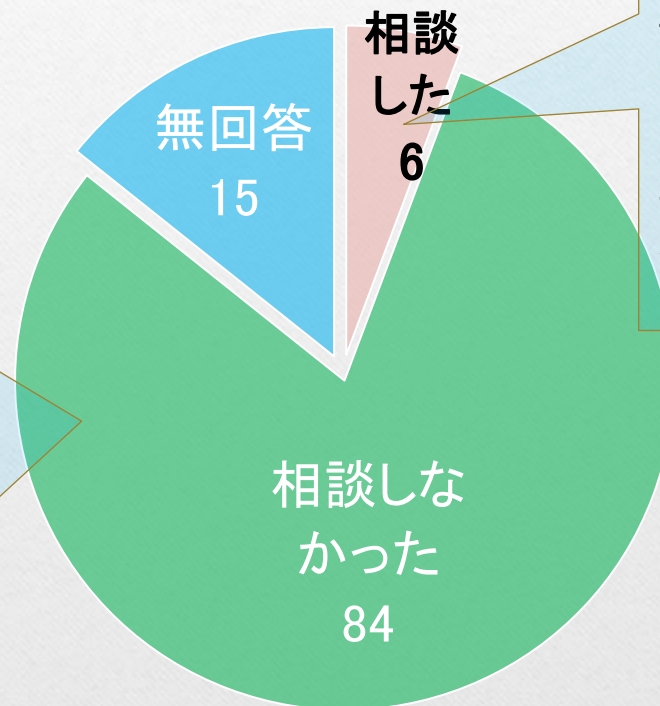
市町村による支援の実態調査 アンケート調査 & 結果

調査期間 第1回 2013年10月20日から11月20日までの1か月間
 第2回 2013年11月30日から12月30日までの1か月間
回答数 105

アンケート調査結果は平成26年5月28日の内閣府主催「都道府県・政令指定都市
犯罪被害者等施策主管課室長会議」にて報告。

IV.生活支援について

市町村に生活支援について相談しましたか？



市町村に相談した
..... 6名

(内訳)
市町村に相談したが、適切な支援を受けられなかった
.....5名

市町村窓口に相談しなかった
.....84名

(相談しなかった理由)
全て自分でするしかないと思った
調べる気力、相談するエネルギーもなかった
知らなかった
介護離職した
親戚、友人がやってくれた

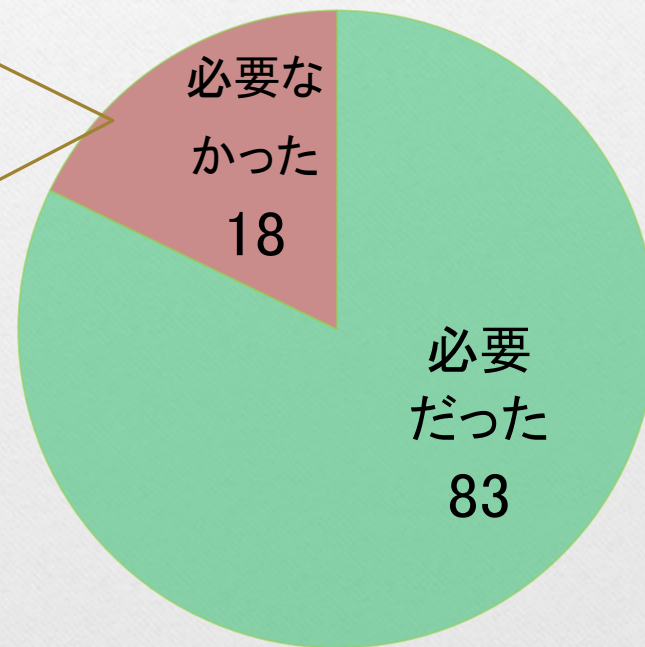
VI.心理・医療的な支援について

心理・医療的支援が必要でしたか？

必要なかった ……18名

(理由)

それどころではなかった
生活のため仕事を続けるのに
精いっぱい、精神状態まで考
える余裕がなかった
自分たちの心理を分かってもらえ
ると思わなかった
以前から受診している病院があった



アンケート調査から見えること

- 大変な状況に置かれている被害者ほどサポートされていない現状がある
瀕死の家族を抱えていると、他のことは考えられない
- 事件・事故に遭うと、市町村窓口で様々な手続きをする必要が出てくるが
1か所で手続きができるように、各種手続きのサポートをしてほしい
- 当事者家族にとっては話を聞いてもらうだけでも心が休まる。

アンケート調査から見えること

- ・現場に住まないといけなかったのも、不安だった。
 - ・事件の後始末をしなくてはならず、子どもたちに食事を食べさせられなかった。
 - ・どのようなサービスがあるのか分からないので、サービスの紹介が必要。
 - ・提供できる情報を一覧表にして、事件・事故後すぐに被害者に渡して欲しい。
 - ・どの窓口に行けば良いか分からないし、窓口で、事件について話せなかった。ロビーで対応されるのが一番困った。
-
- ・病院に行く元気も考える力もなかった。
 - ・医者などに行っても被害者の気持ちは分かってもらえなかった。
 - ・だれかに相談できるという発想する無かった。
 - ・被害者が住んでいる地域にどんな医療機関や支援のサービスがあるのかを教えて欲しい。
 - ・医療、加害者、損保への対応、仕事の休職問題などが一気に押し寄せて、精神的に追い詰められた。
 - ・被害者が社会復帰するための医療相談に乗ってくれる人がいない。

息子を亡くして

一番つらかったこと

一番困ったこと

新たな体験

息子を亡くして体験したことがあります

犯罪被害者仲間との出会い

被害者グループに参加



仲間との出会いの大切さ

被害者仲間の重要性

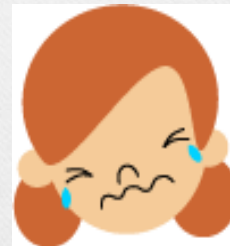
怒りや苦しさをぶつける場が必要

苦しんでいるのは

自分ひとりではない

仲間を見つけ、

交流することが大切



被害者の状況をご存知ですか？

ある日突然犯罪被害者・遺族になったら
どんな困難を感じるでしょうか。

- 不眠・食欲減退の症状が続いた ……
- 事件に関して費用負担が続いた ……
- 刑事手続について分からず不安だった…
- 警察などでの事情聴取が苦痛だった …
- 人目が気になり外出できなくなった ……

被害者が経験するのは

1. 心身の不調
2. 日常生活上の困難
3. 刑事手続きにおける困難
4. 経済的な困難

1. 心身の不調

こころの状態を認識することが大切

- 初期 大きなショックを受けたことに対して
感情が麻痺している時期
- 中期 感情の麻痺が解けて、被害体験を現実
のものと実感。不安や恐怖を感じる時期
(慢性期 中期の状態が長引き、PTSD等の
精神疾患を発症する可能性のある時期)
- 後期 中期の反応が治まり、日常生活を取り
戻していく時期

被害者（特に遺族）が 共通して経験するプロセス

- 突然の喪失の後に、遺族は「非現実的な感覚」におそわれる。
- 突然死の場合は罪悪感が特に強烈である。
- 遺族は起こったことに対して、誰かを強く非難したい気持ちになる。

被害者は自分がどのような状態にあるのか把握できない。
こうした変化が起きることを伝えて、理解してもらうことが必要。

被害者・遺族が
言われて傷つく言葉

言っではいけないこと
言ってもよいこと

よく分かるよ

・・・で良かったね

心配しなくても、うまくいくから

お兄ちゃんなんだから強くなって

話してくれてありがとう

たいへんだったね

本当にくやしいよね

1985年「国連被害者人権宣言」 共感 と 尊厳を

4条 Victims should be treated with
compassion and **respect** for their dignity

同情ではなく、共感をもって接してください

同情とは・・・気の毒ね、かわいそうね

共感とは・・・相手の心をそのまま受け入れ、その人を
理解し、寄り添うこと

共感を伝えるには？

共感することと
共感を伝えることは異なります

2. 日常生活上の困難

- 職場や学校に行けなくなる
- 外出できず、家にこもりがちになる
- 家事や仕事が手につかなくなる
- 事件現場が自宅もしくは近所の場合、引っ越しを余儀なくされる
- 家族関係や親族関係が悪化する
- 周囲の言葉やマスコミなどにより二次被害を受ける

第七条～十三条における被害者が利用できる制度・社会資源について※

	地方自治体の窓口で申請	警察・検察庁・裁判所・被害者支援センター等で申請 *	その他の関係機関で申請
(第七条2項) 安全の確保	＜被害者等相談窓口＞ ・緊急一時避難場所の提供 ・公営住宅の一時入居 ＜福祉関係窓口＞ ・女性シェルター利用 ・公営住宅への優先入居 ・住民票等の交付制限	・被害者等通知制度(検) ・緊急一時避難場所の提供(警)	
(第八条) 経済的負担の軽減	＜被害者等相談窓口＞ ・犯罪被害者等見舞金 ・犯罪被害者等貸付金 ＜国民年金窓口＞ ・遺族基礎年金 ※または死亡一時金または寡婦年金 ・障害基礎年金 ＜福祉関係窓口＞ ・障害者手帳交付 ・交通費助成 ・生活保護 ・母子寡婦福祉資金貸付金 ・児童扶養手当 ・就学援助制度	・犯罪被害者等給付金(警または被) ・性被害者の初期受診への付添い及び費用負担(警) ・被害回復給付金(検)	・生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会) ・遺族厚生(共済)年金(年金事務所) ・障害厚生(共済)年金(年金事務所) ・奨学金の貸与(交通遺児育英会、まごころ奨学金等)
(第九条) 保健医療・福祉サービス	＜国民健康保険窓口＞ ・第三者行為による傷病届 ・高額療養費 ＜福祉関係窓口＞ ・ひとり親家庭等医療費助成 ・障害者手帳交付 ・自立支援医療費支給 ・介護保険 ・小児医療費助成 ・24時間型緊急一時保育	・犯罪被害者等支援に係る公費支出(警)	・第三者行為による傷病届(被用者保険の場合:各健保へ) ・高額療養費(被用者保険の場合:各健保へ) ・送迎サービス(社会福祉協議会)
(第十条) 居住の安定	＜被害者等相談窓口＞ ・公営住宅への優先入居 ・民間賃貸住宅の情報提供、家賃補助等	・民間賃貸住宅の仲介手数料が無料(警)	
(第十一条) 雇用の安定	＜福祉関係窓口＞ ・母子家庭等就労支援事業		・障害者就労支援(就労支援センター) ・労働問題に関する相談、情報の提供(総合労働相談コーナー等)
(第十二条) 日常生活支援	＜被害者等相談窓口＞ ・緊急生活サポート事業 ＜福祉関係窓口＞ ・ひとり親家庭日常生活支援事業 ・障害者自立支援サービス ・介護保険サービス	・(日常)生活支援(被) ・被害現場のハウスクリーニングの公費負担(警)	・送迎サービス(社会福祉協議会) ・有償家事援助サービス(社会福祉協議会)
(第十三条) 刑事手続きへの参加	＜被害者等相談窓口＞ ・弁護士相談 ・付添支援	・被害者連絡制度(警) ・被害者等通知制度(検) ・被害者参加人のための旅費等支給(裁) ・付添支援等(被)	・被害者参加人のための国選弁護制度(法テラス) ・法律相談(法テラス、弁護士会等)※犯罪被害者法律援助事業を含む

※制度、サービス等は、自治体や警察、被害者支援センター等によって名称が異なる、または実施していない場合があります。

* (警)は警察、(検)は検察庁、(裁)は裁判所、(被)は被害者支援センターがそれぞれ窓口となります。

3. 刑事手続きにおける困難

4. 経済的な困難

医療費・休職、失業による収入減・弁護士費用等

犯罪被害者等給付金制度

1980年5月1日犯罪被害者等給付金支給法が制定され、
1981年1月1日から施行された。

見舞金を支給する自治体も増えてきている。

ハートバンドでのアンケート調査の結果ならびに全国大会・分科会での発言を受けて、2014年に被害者が創る条例研究会を立ち上げ、「市町村における犯罪被害者等基本条例案」初版を発行しました。

2016年、改訂版(第4版)を発行

新設した条項(一部)

第8条 「総合支援窓口の設置」

第10条 「二次被害及び再被害の防止」

第16条 「損害賠償請求の支援」

2020年3月 第4版(補訂第2版)発行



すべてのまちに被害者条例を

条例作りの指針となることをめざして

2017年 ブックレット「すべてのまちに被害者条例を」を発刊

2018年 大幅な改定版 ー第2版ー を発刊。

2019年 7月、第3版発行。

2020年 10月、第4版発行予定。

すべてのまちに被害者条例を

[第2版]

被害者が創る条例研究会



監修 諸澤英道

目次

第2版発行にあたって	1
被害者が創る条例研究会について	2
略 語	4
解 説	
1. 被害者にやさしいまち、冷たいまち	6
2. 自治体における被害者条例の必要性	11
3. 被害者条例を制定してもらうために	18
4. 自治体による被害者の支援	25
被害者条例についての13の疑問	31
資 料	
〇〇市犯罪被害者等基本条例（案）	58
被害者が利用できる制度・社会実態一覧	63
発行に関わった人	

被害者条例制定に向けて

1. 被害者への二次被害(× **二次的被害**)、加害者からの再被害の防止の明記
1. 全国の都道府県内で、条例を制定する市町村が増えると予想されるが、県、政令市、市町村の役割分担が円滑に行われるよう、相互の連携が不可欠
1. 広域にまたがる事件・事故が発生する可能性があるため、その対応策を盛り込む
近隣の自治体との相互連携と協力・協定が不可欠
1. オリンピック・パラリンピックを控え国内、国外からの旅行者・滞在者の増加が見込まれる
訪問者、滞在者に対する支援のあり方を検討しておく必要がある
1. 小中学校における被害者理解の教育を盛り込む
1. 生活支援だけでなく、心理医療支援も明記する
1. 条例に基づいた支援を実行するためには、窓口相談業務の経験者を配置する必要がある。(研修の受講)
1. 被害後直ぐに役立つ見舞金(支援金)の設置を
1. 検討委員会に複数の犯罪被害者を、条例制定過程の透明性の確保、
条例制定後の見直しの明記を。

私達にできること

犯罪の予防と被害者の発見

犯罪の予防には

法律やルールを守る、犯罪未満のトラブルや
いさかいを防ぐ、社会全体で見守る

被害者を発見する

いじめ、虐待、性被害等は見えにくい犯罪

無い筈ではなくて ⇒ ある筈という立場で

被害を発見し、支援につなげよう

そして、一歩前へ

出会った三人のプロたち

遠果 たか子

一人目は警察官。

10年以上前になりますが、長男が50ccのバイクに乗っていたところ、対向車線の車に正面衝突される事故に遭いました。息子は2日後の夜に病院で亡くなりましたが、すぐに二人の警察官がやってきて、「検視を行います、今日は無理なので、明日になります。ご遺体を病院の霊安室にお願いできない場合はどうしますか？警察に運びますか、葬儀屋に頼みますか」と尋ねられました。何のことかわからず、ボカンしていると、若い方の警官が私の傍にきて、「病院がダメな場合でも、警察の霊安室はやめた方が良いでしょう」と教えてくれましたが、何のことかわかりませんでした。ずっと後になって、複数の遠族仲間から「突然警察署に呼ばれて、霊安室で家族に直面した時のショックは忘れられない」と聞き、初めて、あの時の警察官の真意を知りました。

二人目は救急隊員。

息子が着用していたヘルメットについて、担当の警察官から、「事故時にヘルメットを被っていなかったと聞きましたが」と言われました。夫は息子が出かける時に見送り、ヘルメットの着用を確認していましたし、ヘルメットには血がついていました。それでも、念のため救急隊員の方に何うと、「ヘルメットは息子さんのすぐ脇に落ちていました。きちんと着用していない場合、ヘルメットは衝撃ではるか彼方に飛ばされてしまいます。すぐ脇にあったのは、きちんと被っていたということですよ」と明言してくれました。

三人目は市役所の職員。

息子が亡くなって数日後、市役所に埋葬許可書を取りに行きました。窓口の職員は許可書を手渡ししながら、「息子さんは学生の時に国民年金に加入されていましたね。国民年金から死亡一時金が出ますよ。手続きは簡単ですから、今できるところまでやっておきますね」と言ってくれました。加害者の車には自賠責保険、任意保険もかかっていなかったため、医療費も自分で払わなくてはならない、そんな時でした。

今もそれぞれの情景を記憶しています。突然家族を亡くし、茫然自失の時に誠意をもって対応してくれた三人のプロの姿に、無言の励ましを感じました。とかく支援者による二次的被害が語られますが、プロの淡々とした、けれど、他のこもった対応は、被害者・遠族の心にも安心感を与えてくれるのです。

犯罪被害者等相談支援マニュアル

はじめて担当になったあなたへ

＜行政職員編（第一版）＞



私が聞いてくださいというと、
あなたはアドバイスをし始めます
あなたは私がお願いしたことをしていません
私が聞いてくださいとお願いすると
あなたはそんな風に感じてはダメよ、といい始めます
あなたは私の気持ちを踏みにじっています
私が聞いてくださいとお願いすると
あなたは私の問題を解決するために何かをしなくては、
と思います。
奇妙に思えるかも知れませんが、
あなたは私を失望させたのです
聞いてください。私がお願いしたのは、聞くこと
あなたが話すのではなくて、
ただ私の話を聞いてください。それだけです。
お願いですからただ私の話を聞いてください
もしあなたが話したいのなら、
あなたの順番までチョッと待ってください。
そうしたら、私があなたの話を聞きますから。

作者不詳